行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 平成29年７月24日付け大阪府教委指令茨工科第６号による行政財産の使用許可について、当該行政財産の使用を許可された者から行政財産使用許可変更申請書の提出があり、本来、内容審査の上、支障が無いと判断される場合は行政財産使用変更許可書を交付すべきところ、これについて、新たな行政財産使用許可書を交付していた。  １　当初許可内容（平成29年７月24付け大阪府教委指令茨工科第６号）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 厨房 82.88㎡  （物置等含む） | 食堂の営業 | 436,320円 | 平29.９.１～令４.３.31 | | 自動販売機３台  （0.5㎡以上  1.0㎡未満） | 自動販売機の設置 |   ※　平29.９.1～平30.３.31までの使用料は253,500円。    ２　行政財産使用許可変更申請書（平成31年２月18日付け）の内容  　　①　許可数量の変更　変更前82.88㎡　変更後82.70㎡  　　②　変　更　理　由　食堂に設置している券売機（0.18㎡）の撤去に伴う使用面積の減  　　③　使用許可の期間　平成29年９月１日から令和４年３月31まで（変更なし）  　３　誤）行政財産使用許可変更申請に伴い新たに交付された行政財産使用許可書の内容  　　　　　（平成31年２月20日付け大阪府教委指令茨工科第９号）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 建物 | 厨房 82.70㎡  （物置等含む） | 食堂の営業 | 435,560円 | （注１）  平31.４.１～令４.３.31 | | 自動販売機３台  （0.5㎡以上  1.0㎡未満） | 自動販売機の設置 |   　（注１）使用許可の期間について、変更する必要はないにもかかわらず、許可期間を変更していた。  　４　正）本来交付すべき行政財産使用変更許可書の内容   |  |  | | --- | --- | | 変　　更　　前 | 変　　更　　後（注２） | | ①　許可数量　厨房 82.88㎡（物置等含む）  ②　年間使用料　436,320円 | ①　許可数量　厨房 82.70㎡（物置等含む）  ②　年間使用料　435,560円 |   　（注２）変更部分について、変更前と変更後を対比した行政財産使用変更許可書を交付すべきであった。 | 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。  また、今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【公有財産事務の手引】  第３章　公有財産の管理事務  第７節　使用許可  第７　使用許可の変更使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。  【行政財産使用許可書】  第１０　使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第３条により委任を受けた者）（以  下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。  （行政財産使用変更許可書（様式）は「平成28年３月４日付け財活第1925号」において通知されている。） | 当該使用者に対し、行政財産使用変更許可書を交付した。  　今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木工科高等学校 | 茨木工科高等学校の所有物でない、下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。     |  |  | | --- | --- | | 物件名 | 数量 | | カーブミラー | １ | | 検出事項について、設置者を調査・確認のうえ、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | カーブミラー設置者である茨木市道路交通課に、設置について確認・調査を行い、当該カーブミラーは撤去することになり、令和３年３月８日に撤去した。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月８日）